二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町暮坂字ハン入谷五八、五九（次の図に示す部分に限る。）、六〇
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市目坂字堀越一七二の一、字袋谷二二一、二二三、二二四の一、字桃ケ坂四二六の一、字奥桃ケ坂四三八、四三八の一から四三八の六まで、字向野四六六、四六七の一、四六八、四七一、四七一の一から四七一の六まで、四七九から四八二まで、四八四、四九八の一、五〇一の一、五二〇、字大平寺五二一、字尻栃五八六、五八六の二、字西ノ谷六〇〇の一、六一八の一から六一八の三まで、六一九、六一九の一、字コシキ谷六六七の一、六六七の二、六六七の四、字法事七〇四の一、七〇五の一、七〇五の五、七一五の一、字角敷屋七五九、七七二、字下敷屋八四七の一（次の図に示す部分に限る。）、八四七の二、出石町中村字長坂二〇九の二から二〇九の六まで、二〇九の一二、出石町上村字ヌノミ四四の一・四四の三・四五の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四四の七、四五の一、四五の六、四五の七、四五の九から四五の三二まで、字柱谷一九九、一九九の二、二一〇の一、二一〇の三、二一〇の四、二一二、二三二、出石町口小野字小糸谷三九の一、三九の四、四〇の一、但東町木村字奥山一六の一、一七から一九まで、一九の一、一九の二、二〇の二、二一、二二、字細谷二三から二六まで、二七の一、二八、二九、三〇の一、三一の一、三二の一、但東町佐々木字東山八七の一、九七の一、九八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市目坂字下敷屋八四七の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市三野町太刀野山字大屋敷八四八、八四九の一、八四九の二、八五〇の二、四八七四の五、四八七四の三五、四八七六の一、字上窪四四四九の五〇、字上佐古五九四五の一、五九四五の二四、五九四五の四八、字黒谷四〇九八の二、四一〇〇の二、四一〇三の二、四一〇三の四、四一〇四の四、四一〇五の一、四一〇七の一から四一〇七の三まで、四一〇八、四一〇九の二、四一一三、四一一四、字東浦五七三〇の一、池田町西山込野二六五七の一から二六五七の四まで、二六五八の一から二六五八の四まで、木屋床二七〇二、池田町松尾松本二二六の九、三〇七の一、三〇七の二、三〇八、三一〇の一、五六〇、五六一、五六四、五六五、池田町白地井ノ久保一七二一の八、一七二一の一二の一五の一、一七二一の一二の一六、一七二一の五九九、池田町ハヤシ一一九〇の一、一一九〇の三、一一九一の一、一二〇五の一、一二〇五の二、池田町シンヤマ三七八〇、池田町ヤサン四二二一の一四、四二二一の一八、四二二一の二一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬郡つるぎ町半田字蔭名一二八九の二、一三三〇の二、一三三八、一三三九、一三四四、一三四五、一三四七、一三五〇、一三六の一、一三六五の三、一三六七、字上喜来二六の一、五五八の一、五六四の一、七一〇、七一三、七一四の一、七一四の二、七一四の三、七一四八、七一四九、七一五〇、七一六、二一七の一、二一七の二、二二三の一、二一七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一〇、七一三の三、七一四の一、七一四の二、字中藪四八七の二、四八八、四八九、四九〇の一、五一〇の二、字日谷尾二八、字東久保一〇三五の一、一〇四六、字平良石一、六九の一、七〇、二一六、二一七の一、二一七の二、二三の一、一二七の一、一三六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蔭名一二八九の二、一三三〇の二・一三三八・一三三九・一三四四・一三四五・一三四七・一三五〇・一三六四・一三六五の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六五の三、一三六七・字上喜来二六の一・五五八の一・五六四の一・五六五四の二・七二九の二・字高清一三四〇・一四八〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、字小谷四七一の一、字坂根二四八・七一〇・七一三の三・七一四の一・七一四の二・字中藪四八七の二・四八八・四八九・四九〇の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、五一〇の二、字日谷尾二八・字東久保一〇三五の一・一〇四六・字平良石一・六九の一・七〇、二一六、二一七の一、二一七の二、二二三の一・一二七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）